

福島区役所受水槽・雑排水槽等清掃及び

産業廃棄物収集・運搬業務委託仕様書

本業務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定による受水槽・雑排水槽の清掃を実施し、水槽内に堆積した汚泥を産業廃棄物として庁外に搬出し、本市が別途指定する産業廃棄物処理場（大阪市住之江区）までの運搬を本仕様書に基づき実施するものである。

この仕様書は、作業の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項であっても、建物管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 履行期限

令和8年3月31日（火）

2 清掃物件

- ① 受水タンク（上水用） 1基
設置場所 地下機械室
容 量 14立方メートル
構 造 FRP製単板パネルタンク（2槽式）
- ② 受水タンク（雑排水用） 1基
設置場所 地下機械室
容 量 13立方メートル
構 造 FRP製単板パネルタンク（2槽式）
- ③ 雑排水槽 1基
設置場所 地下機械室
容 量 10立方メートル
- ④ 便所雑排水槽 1基
設置場所 地下機械室
容 量 10立方メートル
- ⑤ 汚水槽 1基
設置場所 地下機械室
容 量 10立方メートル

3 実施日時

- (1)受水タンク（上水用・雑用水用）
令和7年11月30日までの区役所閉庁日…①
- (2)雑排水槽・便所雑排水槽・汚水槽
1回目：令和7年11月30日までの区役所閉庁日…②
2回目：令和8年3月31日までの区役所閉庁日…③
- (3)水質検査
1回目：令和7年11月30日までの区役所閉庁日…④
2回目：令和8年3月31日までの区役所閉庁日…⑤

*①・②・④を同日実施とし、③・⑤を同日実施とする。

*作業日時については事前に本市担当者と調整し了承を得ること。

4 作業内容

(1) 受水タンク（上水用・雑用水用）

① 清掃作業の項目

- ・タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
- ・洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
- ・清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

② 消毒作業の項目

- ・清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
 - ・消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - ・消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高压洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ・消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- ・消毒終了後、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

③ その他項目

- ・消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- ・タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

(2) 雑排水槽・便所雑排水槽・汚水槽

① 清掃作業の項目

- ・水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外へ排除する。
- ・流入管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

② その他項目

- ・清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

5 水質検査

受水タンク清掃作業終了後、次の項目について水質検査を行う。

1.一般細菌	2.大腸菌	3.鉛及びその化合物	4.硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	5.亜鉛及びその化合物
6.鉄及びその化合物	7.銅及びその化合物	8.塩化物イオン	9.蒸発残留物	10.有機物
11.pH 値	12.味	13.臭気	14.色度	15.濁度
16.シアン化物及び塩化シアン	17.クロロ酢酸	18.クロロホルム	19.ジクロロ酢酸	20.ジブromクロロメタン
21.臭素酸	22.総トリハロメタン	23.トリクロロ酢酸	24.ブromジクロロメタン	25.ブromホルム
26.ホルムアルデヒド	27.塩素酸			

*水質検査項目 1～15（灰色部分）については、年 2 回実施とする。

*水質検査項目 16～27 については、年 1 回実施とする。

6 産業廃棄物収集運搬

- ・汚水槽の清掃によって生じる、し尿等の一般廃棄物及び雑排水槽等の清掃によって生じる汚泥等を産業廃棄物として庁外へ搬出し、関係法令を遵守し、運搬を行うこと。
- ・事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出し契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出し、契約書に添付する。

- ・収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量
実績

（種類）汚泥【産業廃棄物】 （数量）450 k g（直近 3 年の平均）

*上記の数量は本市の都合で増減することがある。

- ・産業廃棄物搬入先については、次のとおりとする。

事業場の名称	大阪ベントナイト事業協同組合 南港処理センター
所在地	大阪市住之江区南港南 1 丁目 2 番 121 号
許可府県・政令市	大阪市
事業の区分	中間処理
産業廃棄物の種類	汚泥・廃酸・廃棄アルカリ

*搬入日・搬入量については、処分業者と綿密に調整し決定すること。

*産業廃棄物処理費については、本業務に含みません。

7 作業実施における注意事項

- (1)作業実施に関しては、特に熟練された作業員を派遣するとともに「作業責任者名簿」「作業員名簿」を提出し、承認を受ける。
- (2)作業にかかる前に作業工程等を本市担当職員と十分打合せをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承認を得る。また、排水設備の構造、配管、電気系統等を事前に確認し熟知すること。
- (3)作業のために放出する水は出来るだけ無駄にしないようにすること。

- (4)本作業により槽内から排出された廃棄物は、適正に処理を行い、マニフェスト等それを証明する書類を提出すること。
- (5)その他、本市担当職員の指示に従うこと。

8 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1)産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2)前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3)受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4)受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

9 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で本市担当職員の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「水質検査結果報告書」「業務完了報告書」「現場写真（清掃前・清掃後）」等を提出すること。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
 - 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
 - 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
 - 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること